

令和4年第2回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和4年1月27日(木) 午前10時00分
- 2 閉会日時 令和4年1月27日(木) 午前11時40分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

(委員)

教育長 五十嵐 俊子	委員 坂本 真理子
委員 大日方 邦子	委員 平岩 国泰
委員 松澤 香	委員 松本 理寿輝

(事務局職員)

教育委員会事務局次長	富井 一慶
教育委員会事務局次長	小泉 武士
教育政策課長	篠原 保男
学務課長	工藤 和子
教育指導課長	渡辺 浩一
地域学校支援課長	小林 由江
教育センター所長	小林 繁
副参事(特命担当課長)	(教育センター所長兼務)
生涯学習振興課長	熊澤 雄一郎
中央図書館長	勝部 弘樹
学校施設整備調整担当課長	堀江 崇

(書記) 小山 夏紀 伊藤 伸雄

- 5 会議の概要 別紙のとおり

議案第 3 号 渋谷区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

議案第 4 号 渋谷区教育委員会オンライン出席取扱基準

報告

- (1) 令和 3 年度「渋谷タブレットの日」について
[資料 1 : 令和 3 年度「渋谷タブレットの日」について]
- (2) 渋谷区立小・中学校合同展覧会について
[資料 2 : 令和 3 年度 渋谷区立小・中学校合同展覧会]
- (3) いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に基づく報告について
- (4) 松濤美術館公募展について
[資料 3 : 松濤美術館公募展について]

その他

- (1) 第 4 回渋谷区立幼稚園の在り方検討会の実施について
- (2) 令和 4 年度放課後クラブ運営委託契約予定事業者について

議事運営等

- 令和4年第2回教育委員会定例会を開会
- 議事録署名に松本委員を指名

■ 教育長報告要旨

○ まず、1月25日開催された令和3年度第2回総合教育会議では、長寿命化計画の推進に関し、これからの学校施設について、多くの貴重なご意見をいただいた。ご意見については、早速、業務支援事業者とも共有し、教育委員会事務局内でも調査・検討を進めており、今後の成果物にも反映させていきたいと思う。次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてである。かつてないスピードで感染拡大が進む中、区立幼稚園や小中学校においても、多数の感染が確認されている。1月に入ってから、園児1名、小学校（18校）の児童121名、区立中学校（6校）の生徒62名の感染が確認され、教職員についても、9名の感染が確認されている。これに伴い、複数の学校において、学級閉鎖及び学年閉鎖が生じている。教育委員会では、今後の感染拡大を見据えて、全ての児童・生徒が同時双方向型オンライン学習に移行した場合でも、十分に対応できるICT通信回線に切り替えるとともに、各学校に対しては、学校内での感染状況に応じて分散登校を必要に応じて実施することや、理由を問わず出席停止や欠席等により登校できない児童・生徒がいる場合には、オンライン学習により学びの保障を確実にすることや、学校と子供たちのつながりを大切に心身のケアに努めることなどを通知した。1月19日から2月にかけて、中学校では宿泊行事として、中学2年生のスキー移動教室が順次始まっている。昨日からは原宿外苑中学校で始まっているが、引き続き、感染の状況を踏まえつつ、家庭とも連携しながら、適宜、実施の判断をしていきたいと思う。また、放課後クラブに関しては、密を避けるため、図書室等の特別教室の提供を受けながら、通常の時間帯での運営を継続している。今後、各学校には、教育活動を継続するに当たり、地域や校内、児童・生徒の同居する保護者や兄弟姉妹、教職員等の感染状況に応じて、適切に判断、対応していくことが求められる。教育委員会としても、学校・園と一層密に連携を図り、この局面を乗り越えていきたいと思う。

◆ 議案第3号

渋谷区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

◆ 議案第4号

渋谷区教育委員会オンライン出席取扱基準

—◇ 説明要旨

(※別紙資料に基づき教育政策課長が説明)

○議案第3号「渋谷区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」及び議案第4号「渋谷区教育委員会オンライン出席取扱基準」について、一括して説明する。

まず、議案第3号「渋谷区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」について説明する。本議案は、教育委員会におけるオンライン出席の実施に伴い、規定の整備を行うため、規則の一部を改正する必要があるため提出するものである。主な改正内容について説明する。第3条の2に、新たにオンライン出席ができる旨を規定し、第2項において、必要な事項は別に定めるとしている。また、第13条においては、関係職員についてもオンライン出席をすることができる旨を定めている。施行日は、公布の日からとしており、決定いただいた後、速やかに公布の手続きを進めていく。次に、議案第4号「渋谷区教育委員会オンライン出席取扱基準」について説明する。本議案は、議案第3号「渋谷区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」第3条の2第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるため、取扱基準を制定するものである。概要について説明する。第2条では、オンライン出席の手続き等を定めており、第1項では、会議開始前に、映像及び音声の送受信により通信環境を確認することを定めており、第2項では、教育長は通信環境が確認できた場合に限り、会議に出席したのものとして取り扱うものとするを定めている。第3条では、オンライン出席の要件を定めており、第1号では、「重大な感染症のまん延の防止又は大規模な災害等の発生等により、会議に参集することが不適當又は困難であると認められる場合」とし、例えば、新型コロナウイルスに感染した場合やその濃厚接触者となった場合などを想定している。第2号では、「交通機関の途絶等により会議の場所までの交通手段が確保できないと認められる場合」としている。第3号では、「その他教育長が必要と認める場合」としている。その他教育長が必要と認める場合の運用としては2点ある。1点目は、国や都道府県又はそれと同等レベルの公的機関による要請によって遠隔地で業務を行っている場合を想定している。2点目は、育児や介護など、家庭生活との両立を図り、もって会議の円滑な運営に資するよう、出産・育児・介護・看護・疾病・忌引等のやむを得ない場合を想定している。同条第2項では、オンライン出席を希望する場合には、あらかじめ教育長の許可を得なければならないとしている。第4条では、音声途絶えた場合の取扱いについて定めている。会議の途中で音声途絶え、復旧できないときは、その間の会議は、欠席したものとみなして議事を進めるものとしている。第5条では、音声途絶え復旧できない場合における会議の不成立の要件を定めており、教育長及び在任委員の過半数に達しない場合や教育長及び職務代理者が同時に欠席となった場合、議事に係る説明又は報告をできる者が欠席となった場合については、会議は不成立となることを定めている。施行日は、決定の日からとしている。

—◇質疑応答 -----
○なし。

—◇議事結果 -----
○原案どおり可決。

◆報告 1

令和3年度「渋谷タブレットの日」について

—◇説明要旨 -----
(※別紙資料 1 に基づき教育指導課長が説明)

○令和3年度「渋谷タブレットの日」について報告する。はじめに、「1 趣旨」についてであるが、児童・生徒のタブレット端末で学習者用デジタル教科書(教材)の使用事例を共有し、各校において「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」に生かす。特に、一人一人の関心や進度に応じた学び、協働的な学びの場面を、各授業のねらいや学習場面に応じて設定している。次に、「2 実施時期・方法」についてであるが、本年度の「渋谷タブレットの日」は、令和3年11月5日に中学校及び小中一貫教育校、令和3年11月12日に小学校において行われた。午前は、全校・全学級において児童・生徒がタブレット端末を使用した授業を公開した。午後は、ブロックごとの代表校を中心に、授業のライブ配信、録画配信、研究協議や事例紹介等を行った。新型コロナウイルス感染症防止の観点から、保護者等の参観やブロック校同士の対面交流は行わなかった。次に、「3 当日の様子」についてであるが、タブレットの活用を通して実現した「子供たちが主体となった新たな学び」の姿を紹介する。まず、午前の部の様子であるが、①は、小学校での国語の様子である。Teams上で一つのPowerPointファイルを共有し、児童が各自に割り当てられたページに書き込んだり、友達同士と協議しながらプレゼンテーションを共同編集したりしていた。②は、小学校での音楽の様子である。プログラミングゼミを活用し、児童は4枚のリズムカードを組み合わせるプログラミングを行った。グループで作りたい音楽のテーマを考え、イメージどおりの音楽を創作していた。③は、小学校の特別支援学級での算数の様子である。動画に合わせてリズムよく、掛け算九九を楽しみながら学習していた。④は、中学校での国語の様子である。学習者用デジタル教科書上に、生徒がマーカーでサイドラインを引いたり書き込んだりすることで、説明文の要点をより良く理解したり自分の考えを表現したりしていた。⑤は、中学校での理科の様子である。インターネット検索等を使ってデータを集め、生徒同士で協力しながら課題解決に向けて考察したり検討したりしていた。⑥は、中学校での英語の様子である。ALTとの外国語の学習においても、生徒が主体性を持ち、必要に応じて

タブレットを活用し、学び合っていた。次に、午後の部の様子であるが、代表校を拠点として、5校時に行われた授業をライブ配信したり、その日までに行われた授業の録画配信をしたりして、研究授業を視聴した。さらに、オンラインによる研究協議として、授業実践発表についての意見交換や各学校のタブレット活用の取組紹介を行った。その時に紹介された取組例としては、「タブレット活用プランを作成し、発達段階に応じて経験させたいアプリケーション機能を示す」「生徒会活動において、演説を動画配信したり投票を電子化したりする」「陸上運動や器械運動で自分のフォームをタブレットで撮影することにより、改善点や進歩した点を振り返る」などがあつた。次に、「4 取組の成果」についてであるが、主な成果として、3点説明する。1点目は、児童・生徒が主体となってタブレット端末を活用する場面が多く見られたことである。2点目は、児童・生徒の情報活用能力に高まりが見られたことである。必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理する力、受け手の状況等を踏まえて発信・伝達する力、タイピング等のスキルが向上している。3点目は、教員同士で授業改善や校務改善のためのタブレット活用について、情報交換したり議論したりすることができたことである。実践事例を紹介し合うことで、更なる授業改善への意欲が高まった。最後に、今後の方向性として、2点説明する。1点目は、区内の教員全員が参加する Teams 上のチームにおいて、実践共有のチャンネルを開設し、独自に開発した教材や有効な指導事例などを紹介したり質疑応答したりできるようにする。2点目は、児童・生徒がプレゼンテーションソフトを用いて学習成果を発表し合うとともに、感じたことを伝えたり批評したりする中で、新たな考えを生み出していく取組を推進する。教育委員会として、これからも「主体的・対話的で深い学びの視点での授業改善」を実現するためのタブレット活用の授業実践や校務改善のための ICT 活用を推進していくことで、各学校の新たな学びへの挑戦を支援していく。

—◇質疑応答

(坂本委員)

- 1点目であるが、取組の成果を報告していただいたが、同時に課題等も出てきていると感じるので、これについても報告する機会があっても良いと思う。
- 2点目であるが、渋谷タブレットの日を動画で配信していただけると、子供たちの様子が良く分かると思う。
- 3点目であるが、保健室登校している子供たちにもタブレットを使って平等に授業が受けられる機会を作っていただきたい。

(教育指導課長)

- 1点目については、自分の考えを述べたり、友達の考えを聞いたりすること

で、新たな考えを生んだ後の、その次のステップが課題であると感じている。2点目については、区内の教員全員が参加できる場をT e a m s上に作り、新たな教材や動画をアップしたり、それを共有したりすることの検討を行っている。3点目については、学びが止まらないようにするために、タブレットを使うことを、各学校と連携を図りながら進めている。

(教育長)

○1点目については、現在、立候補していただいた校長先生と「シブヤモデル実現会議」を行っている。タブレット端末は教員の指導道具から子供主体の文房具のようになってきている。これからの学びは変わる可能性があり、単なる授業改善ではなく、次のフェーズに進んでいる。優れた実践も共有しながら進めていきたいと考えている。2点目については、このような機会に教育委員の皆様にも渋谷タブレットの日の動画を見ていただくべきだったと感じているので、今後検討していく。3点目については、既に保健室で授業を配信している学校も出始めているので、ご指摘いただいた点も踏まえて検討していく。

(平岩委員)

○教育委員会では、実践が進んでいる部分だけでなく、課題も含めて報告していただきたい。課題を認識した上で、解決策について一緒に検討していきたいと考えている。また、数字で活用率を計ることができると思うので、数字があれば教えてほしい。また、教育委員会事務局として、現状に対してどのような認識を持っているのか、改めて教えてほしい。

(教育指導課長)

○学校からは、隣の学校がどういった取組を行っているのか情報として入らないという声もあるため、T e a m sを活用したタブレットの取組事例の普及に努めている。

(教育長)

○タブレットの活用時間については、学校ごとに示している。また、現在、学校間での横のつながりで事例を共有するために、実践集を作っている。タブレットを授業以外の日常生活の中でも使うことを実証して、共有していきたいと考えている。

(平岩委員)

○タブレットの活用時間は、それなりに信ぴょう性があるデータとして、開示

できる状態にあるのか。

(教育委員会事務局次長)

○現在分析中ではあるが、昨年9月以降に新しいタブレットが導入されてから、一日の授業時間における利用が長くなってきており、当初は平均15分ぐらいであったが、現在は平均40分ぐらいの学校が多くなってきている。

(平岩委員)

○ご説明いただいた数字が使えるのであれば、学校に開示したり、目標設定に活用したりするべきだと思う。

(教育委員会事務局次長)

○数字については、各学校ごとに毎月のレポートという形で、管理職が見られるようになっている。また、コミュニティスクールには情報提供しており、ICTについて議論していただくようお願いしている。

(松本委員)

○課題を数値管理やKPI等によって把握できると、課題に対するアクションを一緒に考えられると思った。また、今年度、教育ビッグデータに予算を多く使っていると思うが、進捗状況について教えてほしい。

(教育政策課長)

○今年度については、子供たちのタブレット操作のログやウェブ検索だけでなく、子供たちが抱えている悩みについてもアンケートを取りながら、データとして取り込みつつ、多面的に分析できるような分析基盤の構築に努めている。今後、学校にも展開しつつ、これらのデータを蓄積していきながら、ブラッシュアップを図っていきたいと考えている。

(松本委員)

○教育ビッグデータの活用はすごく可能性がある領域だと思う。集団のウェルビーイングと個人のウェルビーイングを両立させるような取組につながると思うので、蓄積されたデータを子供たちのために活用できるように、是非進めていただきたい。また、データの活用の仕方については、先生方にどのようにレクチャーしていくのか教えてほしい。

(教育政策課長)

○まずは、校長、副校長等の教育管理職に、データ分析をしながら進めていく

ことの重要性をディスカッションしていき、理解を得ながらその先にいる先生方にも徐々に展開していきたいと考えている。

(松本委員)

○D Xに得意なC X Oの人材を学校に置くことによって、比較的データの活用が進みやすくなったという話もあるので、渋谷区でもそのような人材の活用を考えていけると良いと思う。

(松澤委員)

○教育委員会事務局の中での課題について教えていただけると、教育委員としても何かできることがあると思っている。また、描いているビジョンに対して現在どれだけ近づいているのか教えてほしい。

(教育指導課長)

○チャレンジしている先生方の取組がなかなかシェアできていないことが、大きな課題として捉えている。そのため、様々な取組を区内の全教員でシェアできるシステムの構築が必要であると考えており、その第一歩としてT e a m sを活用した取組を推進している。また、デジタル以外の部分については、先生方の様々なアイディア等を共有していきながら進めていきたいと考えている。

(教育長)

○子供主体の新たな学びにたどり着いている学校が複数校ある。各学校は、次のフェーズに進んできているので、これからまた面白いことが始まり、そこにデータも絡んでくると思う。是非、教育委員のアドバイスをいただきながら作り上げていきたいと思う。

(大日方委員)

○学校の中にいながら地域や学校間同士等の外とつながり、共同で授業をするような取組もタブレットの日でできると思う。また、キーワードが複数あるような形で実施できると、アイディアや先生同士の交流も自然と増えると思う。タブレットの日自体はすごく進歩していると感じた。

(教育指導課長)

○資料では紹介していないが、他の学校と交流している取組もある。タブレットには多くの可能性があることから、様々な活用場面を紹介していきながら、発展を更に遂げていきたいと考えている。

—◇議事結果 -----
○了承する。

◆報告 2

渋谷区立小・中学校合同展覧会について

—◇説明要旨 -----
(※別紙資料 2 に基づき教育指導課長が説明)

○渋谷区立小・中学校合同展覧会について報告する。渋谷区立小・中学校合同展覧会は、(1) 児童・生徒相互の作品を鑑賞することを通して、児童・生徒の豊かな感性を育てること、(2) 通常の学級・特別支援学級が合同で作品を展示鑑賞し合うことを通して、交流を図ることをねらいとして、令和 4 年 2 月 26 日から 3 月 6 日までの 9 日間、渋谷区役所 15 階スペース 428 で開催される。鑑賞時間は、午前 10 時から午後 4 時までとなっている。この作品展には、渋谷区立の小学校 18 校と中学校 8 校が参加し、授業で作成した図工や美術、書写、技術、家庭等の作品のうち、特に子供たちの学習の成果が表れているものを選出し、学校ごとに展示する。また、出品された児童・生徒には、表彰状も授与される。限られたスペースの中ではあるが、各校の担当者が創意工夫を凝らして展示し、子供たちの自由な発想にあふれた作品が一堂に会するので、是非ご参加いただきたい。

—◇質疑応答 -----
(大日方委員)

○合同展覧会は、子供たちの表現を互いに鑑賞し合えるので良い機会だと思う。YouTube で会場の様子を配信したり、スライドショーで作品を見ることはできるのか。

(教育指導課長)

○現時点では、オンライン上での配信等は予定していない。新型コロナウイルス感染状況を鑑みて、できることを検討していきたい。

(大日方委員)

○デジタルを活用した取組にチャレンジすることで、タブレットの活用にもつながっていくと思うので、是非これまでどおりではない工夫したチャレンジをしていただきたい。

(平岩委員)

○資料では、通常学級と特別支援学級が合同で作品を鑑賞し合うとあるが、言わなくても当たり前のようなになれば良いと感じた。一方で、一緒にできる機会はとても貴重なので、良い取組だと思う。

—◇議事結果 -----
○了承する。

◆報告 3

いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく報告について

—◇説明要旨 -----
非公開

◆報告 4

松濤美術館公募展について

—◇説明要旨 -----
(※別紙資料3に基づき生涯学習振興課長が説明)

○松濤美術館公募展について報告する。2022松濤美術館公募展の会期は、2月12日から23日で、会場は松濤美術館地下1階展示室、入館料は無料である。応募数は84点で、そのうち入選作品数は52点である。なお、令和3年12月7日に公募展審査会を開催し、選定している。各賞の受賞作品は、別紙のとおりである。これらの受賞作品の表彰式を、2月11日午後2時から松濤美術館地下1階展示室で行う。なお、新型コロナウイルス感染状況に応じて中止する可能性がある。また、サロン展「松濤クロニクル1981→2021」を開催する。会期は、前期が2月12日から23日で、後期が2月26日から3月13日であり、松濤美術館2階展示室で開催する。入館料は無料である。

—◇質疑応答 -----
(松本委員)

○渋谷区らしさを取り入れた取組は予定しているのか。

(生涯学習振興課長)

○来年度、衣装に関する展覧会を1回計画しており、これまでとは違った展示方法で工夫していきたいと考えている。

(松本委員)

○そういった取組があると、大人や子供も参加しやすくなり、地域との関りも増えると思うので、とても良いと思う。また、生涯学習や社会教育の面でも、

ほかの世代が参加しやすいような環境づくりを検討いただきたい。

(坂本委員)

○今後、松濤美術館が変わっていくのであれば、利用者として、ほっと一息つけるような場所ができると良いと思うので、是非検討いただきたい。

(生涯学習振興課長)

○来年度予定している展覧会は、ファッションだけでなくLGBT等の渋谷区らしさを含めた内容を計画している。また、一息つけるような場所については、スペースの問題もありなかなか難しいが、事前予約制を導入する等、可能性としてはあると考えている。

(大日方委員)

○新しい取組やこれまでの取組を伝えていくことや発信していくことの工夫が必要だと感じる。また、区の博物館や美術館は健全で良いと思う一方、休める場所がないので、ほっと一息つけるような場所があると良いと思う。今までどおりではなく、区民の方が利用しやすいように調整していただきたい。

(生涯学習振興課長)

○広報の仕方については、SNS等の利用に予算を付けて対応していきたいと考えている。

---◇議事結果 -----

○了承する。

◆その他

(1) 第4回渋谷区立幼稚園の在り方検討会の実施について

---◇説明要旨 -----

(教育政策課長)

○1月17日に開催された、第4回渋谷区立幼稚園の在り方検討会について、その概要を説明する。はじめに、資料1は、これまでの検討会の振り返りとして事務局からの説明や委員の意見を集約し、それに対する今後の方向性を整理している。まず、「1 区立幼稚園の認定こども園への移行」についてである。これまでの意見としては、「保護者は、長時間保育や長期休業期間中の預かり保育を希望しており、これらが施設の選択基準」であるという意見や、「世界的な流れとして、ケアとエデュケーションの一体化が基本である」という意見、「幼稚園存続の模索が必要であり、現実的な選択肢が認定

こども園化であり、幼稚園型認定こども園が移行する選択肢としては最も現実的で妥当」という意見などがあつた。これに対するまとめと今後の方向性であるが、園児数減少の大きな要因として、保護者ニーズに対応できていないことが考えられ、3 ページ目の3 点目に記載のとおり、「これまでの在園児に対する幼児教育を中心とした幼稚園から脱却し、区立幼稚園が培ってきた質の高い幼児教育を継承させながら、さらにそれを発展させ、更なる教育の質の向上、保護者の多様な働き方・ニーズや子育て環境の変化等への対応など、「すべての子育て家庭への支援の充実を図るための拠点」として位置付けた幼児教育施設への転換を図るもの」としてとらえ、幼稚園型認定こども園への移行が適当であることとして整理している。次に、(2) 定員(歳児)の設定について(3 歳児保育など)である。これまでの検討会の振り返りとしては、「保護者からは3 年保育にならないかという声や、3 年保育等の実施により施設を選択」していることや、「3 歳からの時期に多様な体験を保障していくことが大事」との意見があつた。一方、私立幼稚園からは、「私立幼稚園としては、区立の認定こども園化や3 年保育導入にはデメリットを感じるし反対意見も出るだろう」との意見があつた。これらを踏まえたまとめと今後の方向性であるが、5 ページ目の1 点目では、「3 歳という人と関わることの基礎が培われる時期の集団活動は、社会性の獲得のために重要であること。3 歳児からそれぞれの時期にふさわしい指導の連続性を持たせるほうが望ましい幼児の発達に繋がると考えられる」と整理している。2 点目では、保護者からは、「3 歳の1 年間で待てない」などの理由により、子供の成長や発達、周囲の状況等を考え、他の就学前施設に就園させる傾向が伺える」と整理している。3 点目では、「これらを踏まえれば、区立認定こども園においても、3 歳児保育を導入すべきもの」と整理している。ただし、「私立幼稚園との歴史的経緯を踏まえ、私立幼稚園連合会にも理解を求めていく必要があり、今後、区立において3 歳児保育を導入することを前提として、私立幼稚園連合会との協議を行うこととする」としている。次に、「2 区立幼稚園のセンター的機能について」である。これまでの検討会の振り返りとしては、「幼児教育全体がネットワークを持って、公立・私立の垣根を越えて質の向上を図る仕組みが構築されればよい」との意見があつた。これらを踏まえたまとめと今後の方向性であるが、7 ページ目の1 点目では、「近年、施設の増加及び設置類型の多様化が進んでいる中、区内全体で質の高い幼児教育の実現を図るため、設置類型の違いを超えて連携・協働を図ることが求められている」とし、こうした背景等を踏まえて、2 点目では、「区立幼稚園は、「公立の施設」としての役割を鑑み、「渋谷区における幼児教育のセンター的機能」の役割を担うものとして位置付けていく」としている。次に、資料2 は、区立幼稚園の適正配置に係る基本的な考え方を記載してい

る。8 ページ目の1 点目では、まず「学校教育法」等を踏まえると、「教育上望ましい集団生活が行えるよう環境を整備することが重要である」ことを記載している。2 点目、3 点目では、平成9 年1 2 月に報告された「渋谷区立幼稚園の適正配置について」記載しており、同報告書において、「小規模化の影響」や「適正な学級規模」について報告されているとしている。9 ページ目の2 点目では別の視点として、「幼稚園型認定こども園への転換や3 歳児保育の導入等、移行を図るまでの間の対応についても検討する必要がある」ことを記載している。3 点目では、大きな環境変化として、保育所等の大幅な増加により、保育施設の定員が大幅に増加していることも、適正配置検討の上で重視すべき視点であることを記載している。4 点目では、私立幼稚園は、近年、園児数が減少傾向にあることや、渋谷区では、区立幼稚園と私立幼稚園が役割を分担しながら幼稚園教育を発展させてきた経緯があり、今後も連携・協力し、幼稚園教育を充実させていく必要があり、こうした視点も重要であるということを記載している。5 点目では、これらを総合的に考慮すると、「私立幼稚園や保育所、認定こども園等の配置状況、区内就学前児童の人口動向、地域的バランス、将来的な幼稚園型認定こども園への移行、施設整備の状況等を考慮しながら、区立幼稚園の将来の方向性を総合的に検討すべき時期にあると考える」と記載している。次に、資料3 は、1 0 ページ目に2 0 2 5 年時点での区内未就学児の人口推計を表している。色の濃いエリアが、未就学児人口が多い地域になる。1 1 ページ目は、幼児教育・保育施設をマップに落としている。各施設を中心として、一般的な登園距離である半径7 0 0 メートルの円を描いたものである。このうち、青円は公立幼稚園、赤円は私立幼稚園、緑円は認定こども園としている。その他、保育所については、紫色で配置を示している。本町幼稚園に関しては、円の左側は中野区であるため、渋谷区内である右側を見たときに、近隣の認定こども園・私立幼稚園とかなりの重複が見られる。山谷幼稚園に関しては、人口の多いエリアであって、保育所も多くあるものの、私立幼稚園との重複は見られない。千駄谷幼稚園に関しては、私立幼稚園、認定こども園とかなりの重複が見られる。広尾幼稚園、臨川幼稚園は、そもそも公立幼稚園同士でエリアとして重複があることに加え、臨川幼稚園は渋谷同胞幼稚園との重複がある。ただ、他の地域に比べれば、まだ重複は少ない方であることが分かる。次に、これらに関する当日の意見について説明する。まず、「まとめと今後の方向性」については、「幼児教育のセンター機能の充実は、今の方向性で良く、今後、具体的な活動の中身をどのように構想していくかが重要」「幼児教育のセンター的機能を充実していく中で、こども園化を図り、渋谷区ならではの質の高い幼児教育を実現していくことが、保護者へのアピールにもつながる」などの意見があった。一方、私立幼稚園の意見としては、委員が集約し

た各私立園の反応は否定的な意見が多く、「園児が少ない中、多額の公費を投じる必要があるのか」「行政が民間を圧迫することはあってはならない」「現状を踏まえれば、閉園・統廃合を検討すべき」等の意見があったとのことである。ただし、私立幼稚園代表の委員からは、「否定的な意見が多いものの、これではいけない。現状維持ではなく、今一度、園の特色を見直し、子育て世代に幼稚園をアピールする大事な時期であり、区立・私立の区別なく、知識と知見を協力していくべきとの意見もある」との話があった。次に、適正配置については、「山谷幼稚園の地域は、他の園との重複もなく、認定こども園化が考えられる」「千駄谷幼稚園は、かなりの重複がみられ、一定の役割が終えたという考え方もあるのではないか」「臨川幼稚園と広尾幼稚園は、2園の統合も考えられる」「本町幼稚園に関しては、令和7年に渋谷本町学園第二グラウンドに認定こども園が設置される予定であり、かつ、かなりの重複もあるため、これと同時に休園ということも考えられ、統廃合・休園・適正配置に踏み込まざるを得ないのではないか」との意見や、「区立園の存続は望むものの、私立の厳しい状況を踏まえれば、何らか歩み寄る必要がある」「区立の実践の蓄積を何らかの形で残していきたい」との意見があった。学識の先生からは、「公立幼稚園が幼児教育に果たした役割は大きいものの、それがどれだけ貢献してきたのかを可視化できていたか、区民に向けてどれだけ発信できていたのかが課題」「公立・私立の対立をクローズアップしても意味がなく、垣根を越えて、連携して、どう役割を果たしていくのかを建設的に考えるべき」との意見があった。

—◇質疑応答

(松本委員)

○まとめの方向性としては、良い方向に進んでいると思う。区内の子供たちや家庭のことを考えたときに、区立幼稚園と私立幼稚園がどうあるべきかという役割分担が大事だと考える。また、3年保育については、賛成であり、自分の実感からもとても意味があると思う。次に、幼児教育のセンター的機能について3点述べる。1点目であるが、保護者や子供の参加の有無が世界との大きな違いであり、保護者にも子供にも開かれた、幼児教育のセンター的機能を作ることが大事であるため、渋谷らしくデザインしていけると良いと思う。2点目であるが、保幼小の接続については、渋谷区がリーダーシップを発揮していけるように進めていきたいと考える。また、小学校の先生とより連携を密にできるような機能を必ず入れていきたいと思う。3点目であるが、「学校施設の目指すべき姿」のテーマについては、幼児教育でもできることなので、在り方検討会や幼児教育のセンター的機能でも宣言していきたいと思う。また、環境配慮や持続可能性等について考えるようなソフトプログラム的な要素も入れてい

きたいと思う。

(坂本委員)

○私立幼稚園と公立幼稚園が一堂に会して意見交換できる在り方検討会は、本当に素晴らしいと思うし、それぞれが課題認識を持っているので、良い検討ができていたと感じた。

(大日方委員)

○幼児教育のセンター的機能の役割について、今後議論していくことが大切だと感じた。また、幼稚園、認定こども園、保育施設配置図の資料については、すごく見ごたえがあり興味深かった。地域で子供たちを育てる環境を考えたとき、子供同士や保護者同士の交流が大切であり、幼児教育のセンター的機能が地域ごとにあれば、主体的に関わっていけると思うので、地域という視点で今後議論できると良いと思った。

◆その他

(2) 令和4年度放課後クラブ運営委託契約予定事業者について

—◇説明要旨

(地域学校支援課長)

○令和4年度放課後クラブ運営委託契約予定事業者について説明する。令和4年度放課後クラブ運営事業者の公募型プロポーザルを行い、契約予定事業者を5事業者に決定した。これまで、放課後クラブは4校又は6校で構成した固定の4グループで、公募してきたが、今回より新規事業者が参入しやすいよう、2校以上の契約を条件に、最終選考上位事業者から順に契約交渉していく方法に変更した。結果は、応募のあった事業者数は12社、そのうち提案書の提出は10社であった。最終選考で順位を決定し、上位から5事業者が契約予定となった。予定事業者は、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、株式会社ポピンズ、株式会社日本保育サービス、株式会社パソナフォスター、株式会社明日葉である。受託予定の放課後クラブは資料のとおりである。次に、放課後クラブ運営の受託事業者の推移であるが、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、株式会社ポピンズが新たな事業者である。3年に一度公募型プロポーザルを行っているが、平成31年度には事業者の入れ替わりがなかったため、6年ぶりの変更となる。今回の公募では、有料の継続プログラムや外部人材を活用したクラブ事業等の取組が増える中、より安定した運営が求められることから仕様の見直しを行った。主な変更点について説明する。1点目は、安定した人材の配置についてである。放課後児童支援員と特別支援担当支援員を固定化するため、月20日以上及び1日

8時間勤務の条件を追加した。また、リーダーの配置条件として実務経験3年以上とし、これまで任意としていたサブリーダーの設置を義務化することで、職員の統率と複数人での学校との連携を図れるようにした。2点目は、入退室管理システムの導入である。登室確認のヒューマンエラーの解消と保護者への入退室時のメール自動配信を可能とする。保護者が子供の居場所を把握できるようにすることで、子供たちと離れている時間の不安感を軽減していくものである。3点目は、学校・地域行事への参加の義務化である。これまでは運動会や発表会へ任意で参加していたが、仕様書に追加することで、業務として参加できるようになり、学校側も手伝いを頼みやすくなる。また、防災訓練等の地域行事にも参加してもらうことで、災害時には、地域、学校と連携した対応ができるようにした。現在、新旧事業者の顔合わせを終え、引き継ぎの方法や時期について事業者間で調整している。利用児童や保護者、学校が不安にならないよう、丁寧に対応していく。

—◇質疑応答

(平岩委員)

○渋谷区だけでなく日本全体で放課後の位置付けを考えていけると良いと思う。私自身も更に放課後の価値を発信していきたい。放課後は主体性を発揮する時間として向いており、別の学年やクラスの子供たちと接することで、心理的に回復していく等、良いことは間違いなくたくさんある。この辺りを大事にしながら、業者の方と安定的な運営ができるように、区としては支えていく必要があると考える。また、私自身高学年の放課後にチャレンジし始めている。日本全体として、4、5、6年生の行き場がないという問題があるため、放課後クラブが主体性やクリエイティビティを発揮できるような空間や環境を作ったり、オンライン環境を放課後クラブが使ったりしても良いと思う。是非、数年後には渋谷区でもトライしていきたいと思う。

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 五十嵐 俊 子

委員 松本 理寿輝